

2026. 4. 21 時点

「中小企業販路開拓等支援事業費補助金」Q&A

標記補助金について、予想される質問を項目毎にまとめましたので、参考としてください。
判断に迷われる場合は、個別にメール（c11355@pref.gifu.lg.jp）にて質問ください。
（いただいた質問はQ&Aの更新版として公開することがあります。）

1 申請期間・採択手続・提出書類

Q1 申請書類について

A1 令和8年度募集案内P3. 3. (1) 申請書類等を参照ください。

Q2 申請期間終了前に予算上限に達した場合は募集終了となるのか

A2 申請期限まで募集を受け付けます。その後、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

Q3 採択までの手続き及び、採択後から交付決定までの手続きは

A3 申請期限終了後に、「申請書類に不備がなく」かつ「補助要件を満たしている」事業者の事業計画を対象として外部の専門家等による審査を行います。上位の事業計画から順次採択し、補助申請額が県予算額を超えた場合、交付決定額は補助申請額を下回ることがあります。補助事業者決定後は、採択事業者に対して「採択通知」を、不採択事業者には「不採択通知」を発出します。その後、交付決定を行います。書類の追加提出を依頼する可能性がありますので留意ください。また、採択後であっても交付決定までは事業を開始することはできません。（4. 事前着手参照）

※審査基準、点数、採択・不採択理由等は、問い合わせの有無を問わず一切公表しません。

Q4 申請方法は

A4 メールで提出ください。

E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp

件名 : 【事業者名】 R8 中小企業販路開拓等支援補助金申請書

- ・申請書以外の添付書類（定款、謄本、決算書等）はPDFにしてご送付ください。
- ・添付ファイル容量が5MB以上超える場合は、別途アップロード専用フォルダをご連絡します。個別にご連絡ください。

2 補助対象者

Q1 卸売りや小売りを専業とする業態は、補助対象となるか

A1 卸売りや小売りのみの業態の場合は、補助対象者とはなりません。ただし、自社製品の製造を委託している事業者や、組合等で地場産業にかかわる製造業が組合員として加入している

場合は補助対象者となります。

Q2 補助対象者となる地場産業の範囲は

A2 要綱第2条(5)を参照願います。個別事例が地場産業に該当するかについては、個別に判断します。相談ください。

Q3 機械金属・飲料製品製造は含まれていないが対象となるか

A3 実施する事業の内容によるため、個別に相談ください。

Q4 中小企業2、3社で申請したいが、申請前に「連携体」としての指定が要るか

A4 特別な申請は不要ですが、連携体は要綱第2条(2)を満たすことが条件となります。連携体としての主体性(代表者、独立した会計などを明確化)を整え、申請書の指定様式に構成メンバーを記載して、チェックリストにある書類を提出してください。

※交付申請者名義で補助金専用の別口座(専用の通帳)を開設する必要があります。また、県への債権者登録を行っていない場合には『口座振替依頼書兼債権者登録票』を提出していただきます。

Q5 本補助要綱に規定される組合が複数集まって組織する団体(例:〇〇組合連合会)であるが、この場合は組合と連携体のどちらに該当するのか。必要な書類は

A5 組合に該当します。ただし、当該団体としての登記等がない場合の必要書類は連携体に準じます。

※申請書類6~8、11~13については代表となる組合のものを、申請書類9、10については申請団体のものを提出してください。

Q6 未納の税金がある場合、申請することができないのか。分納の計画に従って行っている場合はどうか。法人税は完納しており、未納分は消費税のみとなっている場合はどうか

A6 いずれの場合も申請不可です。ただし、申請時に未納の税金がある場合であっても、申請期限内に全額納付し、その証明を提出することができるのであれば問題ありません。

Q7 同一団体で複数回申請することは可能か。また、個別に申請した事業者が他社とともに連携体として申請することは可能か

A7 いずれの場合も申請不可です。一団体一申請に限ります。このため、個別に申請した事業者が他社とともに連携体として申請することもできません。

Q8 申請した組合に属する事業者がそれとは別に個別に申請することは可能か

A8 可能です。ただし、組合の申請する事業が特定の事業者への直接支援となる場合、その支援を受ける事業者は申請できません。

3 補助対象事業

Q1 当該補助金を活用した事業の事例を知りたい

A1 以下、参考にしてください。

先行事例

- 見本市への出展・開催
 - ・海外見本市への出展
 - ・国内見本市への出展
- 担い手育成
 - ・社員を対象に外部講師によるSNSを使ったマーケティング研修会を開催
- ブランディング事業
 - ・地場産業の魅力を統一的に発信するためのアイテム作成等

Q2 3月に見本市等を予定している場合は補助対象事業に該当しないのか

A2 該当しません。原則として、2月末日までに、支払いを含めすべての事業を完了させる必要があります。（募集案内P1. 2. (3) 事業の対象となる期間を参照ください。）

Q3 既に完了した事業は対象となるか

A3 対象外です。

Q4 地域で陶器まつりを計画しているが対象となるか

A4 地域において地場産業製品を展示・販売するイベントは原則として対象となります。ただし、内容によっては補助対象となる範囲が限られるため事前に相談が必要です。

Q5 見本市への出展において、自社商品だけでなく他社と共同開発した商品や自社で取り扱う国内製品・海外製品の展示を同時に行う場合、補助対象となるか

A5 他社との共同開発商品については問題ありません。ただし、後半の国内製品・海外製品の展示については「地場産業の活性化」という本事業の趣旨から外れるため、その部分は原則として対象となりません。

Q6 新たに出展する見本市ではなく、毎年出展している見本市に出展する場合も対象となるか

A6 対象になります。ただし、審査の際に減点の対象となる可能性があり、出展による効果を見極めていただくことが前提となります。

※申請時の事業計画においてこれまでの出展効果、引き続き出展することで得られることが予想される成果などをお示しください。

Q7 国内・海外の見本市がオンライン見本市等となった場合も出展も対象になるか

A7 対象となります。

Q8 地場産業ブランディング事業とは

A8 地場産業のブランドの向上と発信に向けた事業が対象になります。(例えば、ストーリー性のある動画や冊子・パンフレット、共通イメージロゴの作成等の広報一般) 地場産業のブランディングですので、個社の個別ブランドは対象になりません。

Q9 アメリカで開催される見本市に新たに出展したいが対象となるのか

A9 国等による制限は無く、販路の拡大にかかる事業であれば対象となります。ただし、外務省から発出される危険情報のうち、「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」以上の情報が出されている国については対象とならないことがあります。

4 事前着手

Q1 申請後、交付決定前に事業を実施する場合は補助対象となるか。また、採択から交付決定までの間に着手する場合はどうか

A1 原則は交付決定後に事業実施になります。採択から交付決定までの期間が開いている場合も同様です。ただし、申請日以降において交付決定日前に事業を開始する必要がある場合、事業の性格上やむを得ない理由があると認めた場合にのみ例外的に認められることがありますので、申請書の提出に併せて事前着手理由書(第2号様式)を提出ください。

※申請内容を審査した結果により不採択となる場合や、事前着手部分が認められないことがあります。

Q2 申請前に既に着手している事業について、事前着手理由書を提出すれば対象となるか

A2 原則として対象となりません。事前着手の届出を提出するものであっても、申請時において未着手の事業が対象となります。

〈例外〉

次に該当する行為については着手とはみなされません。ただし、一部でも支払いがあった時点で着手となります。

事業	行為
展示会・見本市 出展事業	展示会・見本市の出展申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの
展示会・見本市 開催事業	会場の予約や仮予約の申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの
担い手育成・ブ ランディング	専門家・講師等の予約・仮予約の申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの

※これらの支払いが申請～交付決定までの間に発生する場合は事前着手の届出を提出する必要があります。

Q6 申請予定の事業を計画するにあたり、事前に委託事業者に見積を依頼したり、専門家にアドバイスを受けた。これらの行為は事前着手に該当するか

- A6 見積りの取得は事前着手に該当しません。また、事業計画にあたって専門家のアドバイスを
受ける行為についても事前着手とはみなされません。ただし、いずれも要した経費は補助対
象とすることはできません。

4 補助対象経費

Q1 広告宣伝費について、WEB広告も対象となるか

- A1 対象となります。ただし事業検討にあたっては、事業全体の内容が広告宣伝に偏らないよう
効果的な内容としてください。

Q2 インターネット広告の広告宣伝費について、補助対象外となる種類はあるか

- A2 売上高や販売数量等に応じて課金される性質のものや、ウェブサイトのSEO対策等、作業
や成果物の内容が不明確なものは補助対象外となります。不明な点は、個別に相談ください。

Q3 感染症や災害等の影響でイベントを中止した場合、あるいは出展しようとしていた見本市 が中止となった場合、支払済み経費や会場のキャンセル料等は補助対象となるか

- A3 行政からの要請に基づく中止、主催者の判断による中止など、自己の判断によるものでな
い中止の場合、内容や時期等を審査のうえ、支払い経費に対して補助の対象となる可能性
があるので相談ください。また、自己の判断による中止であっても、申請者に帰すべき事由
でなく、やむを得ない判断として認められる場合も同様です。

Q4 他の補助金の利用を予定しているが、応募は可能か

- A4 原則として、他の補助金との重複受給は認められません。ただし、他の補助金と対象経費が
明確に区分できるものは除きます。

5 その他

Q1 出展するイベントや見本市等が中止となった場合、どのタイミングで取下げ手続きや変更 申請を提出すればよいか

- A1 交付決定前に中止が決まった場合は、取り下げ書（任意様式）を提出してください。交付決
定後は、要綱にある第4号様式「事業中止（廃止）承認申請書」を提出いただきます。いず
れの場合であっても、中止の決定後直ちに県に申し出るとともに速やかに対応してください。

Q2 設定目標が達成できなかった場合、補助金を返還しなければならないのか

- A2 本制度では、目標未達成を理由に補助金返還を求めることはありません。ただし、県補助金
交付規則や要綱等において、補助金の交付目的に沿った誠実な補助事業の遂行等が求められ
ておりますので留意ください。（募集案内P7. 6. その他の留意事項参照ください。）

Q3 見本市等で多額の売上を得た場合、補助金の返納の可能性はあるか

A3 収益納付を求める可能性はあります。ただし、売上が各参加事業者に帰属する場合などはその限りではありません。(要綱第12条5～8項参照ください。)